

## 補正指示についての説明請求書

貴職の平成21年7月17日付「福山市職員措置請求書の補正について（通知）」と題する文書（福監査第64号の4）について、平成21年7月27日までに次の事項を文書をもって明らかにするよう求めます。

- 1 本件請求の対象行為について違法の根拠とする法令の名称及び条項とこれに抵触する理由を求める具体的法律上の根拠如何。
- 2 監査請求対象行為についての同請求が受理されるための具体的事実の水準は、専門職とされている貴職らが職権により監査請求対象行為の違法不当についてすみやかに福山市担当部局等から補充資料を収集する等の調査をなすことができる程度で十分ではないのでしょうか。十分でないとすればその法律上の根拠及び具体的理由は何でしょうか。
- 3 監査委員は地方自治及び地方財政について相当の見識を有し健全な社会常識を有するものが選任されており、福山市の機関ではありますが福山市長のためではなく、福山市民のためにその職務を行うものであります。

本件措置請求書記載の事項について監査委員において監査を開始出来ないとする具体的部分とその具体的理由は何でしょうか。

平成21年7月 日

福山監査委員 各位

請求人